

3分で分かる 相続対策のキモ（肝） ～その1～

## 相続対策の基本的な考え方

### 1. 3つの相続対策

相続対策は、「争族対策」が最重要課題で、次に「納税資金対策」をしっかりと行い、その副次的効果として「相続税の軽減」を図るようになる。

### 2. 争族防止

遺言書の作成による対策が大変効果的であり、その他、生前に遺産分割しやすいように財産を分割又は換金しておくなどが考えられる。

平成29年度法務省の遺言書の作成等に関する調査書から、75歳以上の者が作成した遺言書の割合は11.4%となっている。

また、自筆証書遺言は公正証書遺言の約1.19倍作成されていると推定される。

遺言書を作成していても、所有する財産の変動、相続人の異動、気持ちの変化などから定期的な見直しが必要と考えられる。

### 3. 相続税の納税資金対策

納税資金対策については、相続税が超過累進課税であり、適用される限界税率が30%から50%であるケースも多くある。

そのため、相続人が相続税の納税に困らないような対策が必要。

具体的には、生命保険の活用は必須と考えられる。また、換金処分困難な資産を換金処分しておく努力も欠かせない。

### 4. 相続税の軽減対策

相続税の軽減効果は、不確実と言わざるを得ない。なぜなら、現在有効な軽減対策も、現行税制の改正が行われない場合に限り軽減効果が期待できるのであって、

相続税は、相続発生時の相続税法や財産評価基本通達によって評価され課税されることになることから、今後どのような改正が行われるかについては、予測不可能であり、相続税の軽減効果は確定したものとは言えない。

そのため、相続税の節税目的だけの対策は、期待した効果が得られないこともある。